

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、現場監理業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、工事現場の仮設トイレで倒れているところを同僚に発見されて、C病院に救急搬送され、「急性大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）と診断され、治療を受けたものの、死亡した。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、被災者に関する医師の所見等からみて、当審査会としても、被災者は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症して死亡に至ったものと判断する。
- (2) ところで、被災者に発症した本件疾病を含む業務起因性の判断に関し、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者は、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準に定める異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (4) 被災者の労働時間についてみると、監督署長は、タイムカード等の被災者の労働日及び労働時間を客観的に証明する資料が存在しないことから、請求人及び会社関係者双方の申述により推計を行い、その際、所定休日のうち請求人が提出した現場写真で確認された日は出勤として算入するなど、請求人に有利となる主張も踏まえて労働時間を推計している。

当審査会としては、こうした方法により算定された決定書理由記載の労働時間集計表は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、被災者が自宅でも仕事をしている日々であった旨を主張しているところ、会社関係者の申述からみても、被災者が自宅に仕事を持ち帰っていた可能性は否定できない。もっとも、被災者が送信したメール文書の記録からは、作成場所、作成に要した時間等を確認することはできず、また、自宅で行ったとする仕事の内容もしくは成果物は明らかになっておらず、さらには、請求人は、忙しい期間においても被災者が概ね〇時から〇時頃に帰宅し、食事をとって〇時頃には就寝しているとの申述をしていること等に照らすと、仮に被災者が仕事に関する資料等を持ち帰ることがあったとしても、業務として求められる労働に従事していたとは判断し得ないものであり、上記集計表の実労

働時間の算定に影響を与えるものではない。

- (5) 上記集計表に基づく被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労労働時間数をみると、決定書理由に説示のとおり、その時間外労働時間は2時間5分であり、当審査会としても、被災者は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事したとは判断できない。
- (6) また、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の就労状況をみると、上記のような算定方法によっても、発症前1か月間の時間外労働時間数は28時間35分であり、発症前2か月間ないし6か月間にわたる1か月当たりの平均時間外労働時間においても、9時間18分から18時間52分の範囲であり、いずれの期間も業務と発症との関連が強いとされる80時間には遠く及ばないものとなっている。労働時間以外の業務負荷要因も特段認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものとは認められないものと判断する。
- (7) さらに、請求人は、発症当時の作業環境や業務によるストレスを主張するところ、当審査会において、改めて、一件記録を精査したものの、被災者の作業環境が特に劣悪であったとは認められず、また、工程遅延や現場でのトラブルなどへの対応は、現場監理業務従事者である被災者に通常要請される日常業務であって、精神的緊張を伴う業務に該当せず、被災者には労働時間以外の業務負荷要因は特段認められず、請求人の主張を採用することはできない。
- (8) なお、被災者は、決定書理由に説示のとおり、高血圧症などの本件疾病発症の危険因子となる複数の要因を有していたことが認められる。
- (9) 以上のことからすると、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、当審査会としても、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできず、被災者の本件疾病の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。
- また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

